

1 児童扶養手当を受けることができる方

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、児童を監護しかつこれと生計を同じくする父、及び父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。なお、「児童」とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（18 歳の年度末）までの間にある者をいいます。また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当 2 級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20 歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害（別表を参照）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母に 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらない（未婚）で生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

いずれの場合も国籍は問いません。

■手当が支給されない場合

- ①児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ②申請者や児童が日本国内に住んでいないとき
- ③父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ④児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき

2 児童扶養手当を受ける手続き

住所地の市役所又は町役場で請求の手続きをしてください。町（周防大島町を除く）にお住まいの方は県知事の、市（周防大島町）にお住まいの方は市（周防大島町）長の認定を受けることにより手当が支給されます。

3 所得の制限

前年の所得（課税台帳で確認）が次表の額以上の方は、その年度（11 月から翌年の 10 月まで）の手当の一部又は全部の支給が停止されます。

[所得制限限度額表]

扶養親族等の数	請求者（本人）		扶養義務者配偶者孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
以降 1 人につき	380,000 円 ずつ加算	380,000 円 ずつ加算	380,000 円 ずつ加算

■限度額に加算されるもの

- ①請求者本人
老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合 10 万円／人、特定扶養親族及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族がある場合は 15 万円／人
- ②扶養義務者等
老人扶養親族がある場合は 6 万円／人（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1 人を除く。）

■所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）
＋養育費^{注1}－80,000 円－下記の控除等

主な控除	障害者控除…270,000 円 勤労学生控除… //	特別障害者控除…400,000 円
	配偶者特別控除…地方税法で控除された額 医療費控除等 … //	

注) 1. 児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等で、その金額の 8 割。

4 児童扶養手当の月額

所得額に応じて全部支給と一部支給があります。
(令和 7 年 4 月現在)

区分	児童 1 人の場合	児童 2 人目以降の加算額 (1 人につき)
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	46,680～11,010 円	11,020～5,520 円

※平成 26 年 12 月以降、受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合(対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む)には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。

受給者又は対象児童が公的年金等を受給できるようになった場合には、速やかにお住まいの市役所又は町役場に届け出てください。

令和 3 年 3 月から、障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給されます。

5 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、下表のとおり、支払月の前月までの分が指定された口座に振り込まれます。

支払日	支給対象月
5 月 1 日	3、4 月分
7 月 1 日	5、6 月分
9 月 1 日	7、8 月分
11 月 1 日	9、10 月分
1 月 1 日	11、12 月分
3 月 1 日	1、2 月分

※支払日が、土曜日、日曜日又は休日のときは、繰り上げて支給されます。

6 受給者の方への重要なお知らせ

平成 20 年 4 月以降、父又は母として児童扶養手当を受給しており、支給開始月の初日から 5 年又は手当の支給要件に該当した月の初日から 7 年を経過した^{注2}方は、下記①から⑤に関する届出をしていただく必要があります。

注) 2. ただし、手当の請求をした日に、3 歳未満の児童を監護されている場合は、この児童が 3 歳に達した月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したときとします。

※該当する方には事前にお知らせします。

- ①就業している
 - ②就業等の自立を図るための活動をしている
 - ③一定の障害がある
 - ④負傷または疾病等により就業することが困難である
 - ⑤児童、親族が要介護状態で、介護のため就業できない
- ※①から⑤にあてはまらない方は、お住まいの市町母子福祉担当課にご相談ください。

上記の届出をされない場合は、手当の 2 分の 1 が支給停止となることがあります。

7 その他届出等について

手当の受給中は、その他に次のような届出等が必要です。

現 況 届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
公的年金等受給状況届	新たに公的年金を受給できるようになった、又は受給できなくなったときなど
証 書 亡 失 届	手当証書をなくしたとき
そ の 他 の 届	氏名・住所・銀行口座・支払郵便局・印鑑の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなど

※所得制限に該当し、手当の全部の支給が停止されている方についても同じように届出等が必要です。(証書亡失届を除く)

届出が遅れたり、届出をしなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、**手当を返還**していただく場合がありますので、忘れずに提出してください。

ご注意を！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず**資格喪失届**を提出してください。届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことになりますのでご注意ください。

- ①手当を受けている父又は母が婚姻したとき(内縁関係、同居なども同じです。)
- ②対象児童を監護、養育しなくなったとき(児童の施設入所・里親委託・婚姻を含む。)
- ③遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき(安否を気遣う電話・手紙などがあった場合を含む。)
- ④児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになったとき(父又は母の拘禁が解除された場合を含む。)
- ⑤その他受給要件に該当しなくなったとき

- 手当証書** 証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- 罰 則** 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

別 表 父又は母の障害について

父又は母の重度の障害とは、以下に該当する場合です。

- 1 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
□ 一眼の視力が0.04、かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣(※)が定めるもの

備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※ 当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診察を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

請求の手続きやこの制度の仕組みなど詳しくは、お住まいの市町母子父子福祉担当課にお尋ねください。

山 口 県 健 康 福 祉 部
こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL：083-933-2751
FAX：083-933-2799



母子家庭・父子家庭等のお子さんのために

児童扶養手当制度 の ご 案 内



児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

(外国人の方についても支給の対象となります。)

山口県